



鉄道会社は認知症患者による鉄道事故の損害賠償を必ず請求していますか？



毎日新聞社が関係者へ取材した記事によるとJR、私鉄10件の事故例で5件は請求なし。5件は請求ありと報告されていました。請求額の最低額は16万円。最高額は720万円でした。



認知症患者による鉄道事故は何件ぐらいあるのでしょうか？



国土交通省は詳細に調べていないようです。
毎日新聞の調べによると鉄道事故で死亡した認知症患者は2012年度までの8年間で少なくとも115人になると報告しています。



認知症患者による自動車事故は何件ぐらいあるのでしょうか？



警察庁は詳細を調べていないようです。
高齢運転者による交通事故は、警察庁のデータによると過去10年で65歳以上は3.0倍、75歳以上は3.8倍と大きく増加しています。この事故のうち認知症患者の割合はわかりません。ただし、認知症患者の免許保有率は約30万人と推定しています。



毎日新聞が調べた認知症患者の鉄道事故で、遺族へ請求した損害賠償の内容はどんなものですか？



●復旧のための人件費

復旧に要した人数、復旧時間によって、そのための人件費を請求されています。それが損害賠償額になります。

●車輛の修理費

列車が破損した場合に修繕代が損害賠償額になります。車輛も先頭の機動車輛、運搬車両の修繕費が損害賠償額になります。

●特急料金などの払戻し費

列車の遅れが長時間にわたった場合の特急料金の払い戻し費用や振替運賃などが損害賠償額になります。



鉄道会社から損害賠償を請求されたらどう対処したらよいでしょうか？



鉄道会社などから損害賠償額を請求されたとしても直ぐには支払わないことです。

上記の損害賠償額の明細金額とその根拠資料を出してもらいます。

それをもとに弁護士と相談します。



毎日新聞による、遺族に鉄道会社に対し損害賠償額約720万円の支払を命じた裁判について、なぜ損害賠償責任が生じたのかを教えてください。



●毎日新聞による事故内容と裁判結果

- ・認知症患者の男性が線路上に入りはねられて死亡しました。
- ・鉄道会社は列車が遅れたことによる損害賠償720万円を請求しました。
- ・裁判結果は遺族に対しが注意義務を怠ったと鉄道会社に損害賠償額を支払うことを命じました。

●遺族の注意義務違反があった。その根拠は？

- ・認知症患者の妻が当日家にいました(日ごろ夫の介護をしていました)。
- ・認知症患者の長男の妻が認知症患者(義理の父)を介護するために近くに転居していました。
- ・裁判所は長男に認知症患者(父親)を監督する義務があるとしました。その日、認知症患者の外出を検知する玄関センサーをたまたま切っていました。認知症患者の妻が短時間まどろんだことなどから見守りを怠ったと判断しました。
- ・認知症患者は財産管理ができないのに家族が後見人手続きをとっていなかったと指摘しました。

●鉄道会社の注意義務違反は不可能。その根拠は？

- ・一方、裁判所は鉄道会社の注意義務違反について線路上を常に職員が監視続けることは不可能だとしました。
- ・人が線路に入ることができないように侵入防止措置をあまねく講じておくことは不可能だとしました。
- ・それで鉄道会社に注意義務違反がなかったとしました。



遺族が前頁のような条件で損害賠償を請求されるとすると、認知症の家族を閉じ込めていないと注意義務違反になってしまうような気がします……。裁判結果の問題点を教えてください。



そのとおりです。現在、この判決に対し遺族は控訴しているとのこと。

●判決内容に対する問題点

- ・ 認知症患者の妻と長男の妻が親身に介護していました。その二人と親の近くに引っ越して介護した長男に注意義務違反を負わせました。
- ・ 長男が後見人手続きをしていなかったことで注意義務違反を負わせました。
- ・ 以上のことから親身に介護する人に責任を負わせるとなると誰も介護しなくなります。
- ・ あるいは家族が介護するにしても閉じ込めておかなければならないことになります。

●鉄道会社に対する問題点

- ・ 鉄道会社は安全性を高めるための責任があります。例えば、地下鉄でホームにドアが設置されたことで転落事故は減りました。
 - ・ 踏切は道路と線路が交差しないように道路を地下にするとか。
 - ・ 線路に入れないように高いフェンスにするなど
- 鉄道会社は安全性の向上に努めることがこれから必要になるでしょう。

●個人賠償責任保険で補償できるか？

毎日新聞は認知症患者の鉄道事故に対し損害保険協会の取材結果を報告して記事を結んでいます。その内容は“遺族は「個人賠償責任保険」などと呼ばれる保険で損害に対応できる可能性がある。ただし補償例が「ボールで窓を割った」「飼い犬が人にけがをさせた」などと記載され、鉄道事故を対象と考えない人もいるとみられる。協会は「種類により対象になる場合とならない場合があるので保険会社に相談してほしい」と話している”と結んでいます。